

事務局説明資料

2019年4月5日
金 融 庁

目次

I	前払式支払手段：送金サービスとの間の利用者資金の保全規制等の平準化	・ ・	2
II	送金サービス（資金移動業）：利用者トラブルへの対応	・ ・ ・ ・ ・	6

前払式支払手段：

送金サービスとの間の
利用者資金の保全規制等の平準化

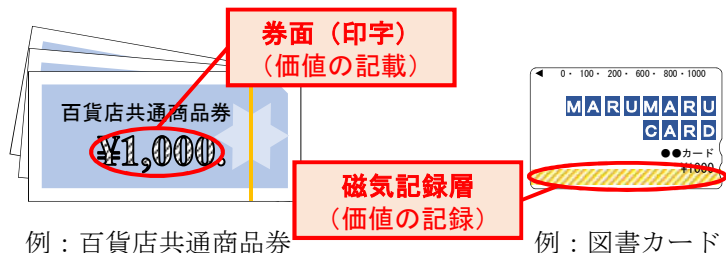
前払式支払手段：送金サービスとの間の利用者資金の保全規制等の平準化

- 前払式支払手段について、送金サービス（資金移動業）との間で利用者資金の保全規制等の平準化を図るべきであるとの指摘もある。一方、前払式支払手段は多種多様であり、そのすべてについて、一律・画一的に、送金サービスとの間で平準化を図る必要はないと考えられる。

財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分

「紙型」・「磁気型」

〔 価値は券面に記載（「紙型」）又は磁気記録層に記録（「磁気型」） 〕



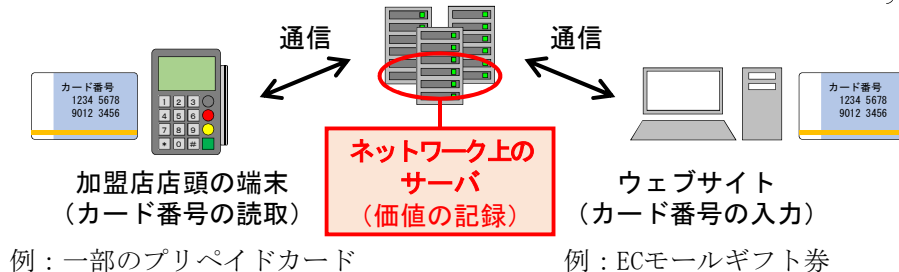
「IC型」

〔 価値はICチップに記録 〕



「サーバ型」

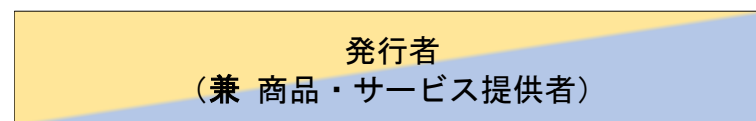
〔 価値はネットワーク上のサーバに記録 〕



使用範囲に応じた区分

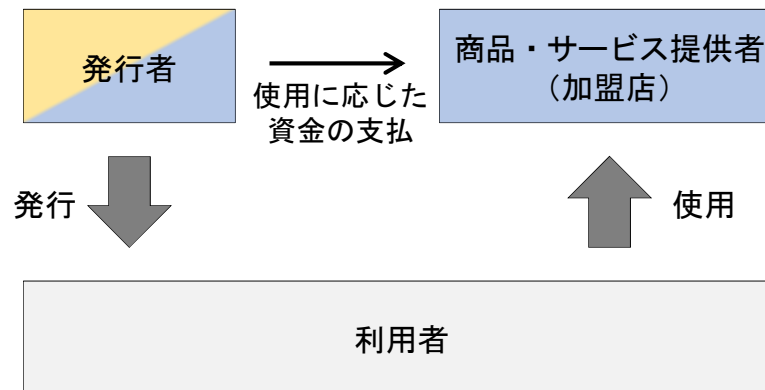
自家型

〔 発行者（子会社等を含む）においてのみ使用可能 〕



第三者型

〔 発行者に加え、発行者以外の商品・サービス提供者（加盟店）においても使用可能 〕

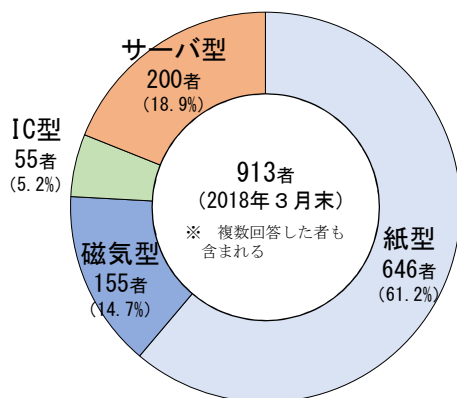


前払式支払手段の発行の状況

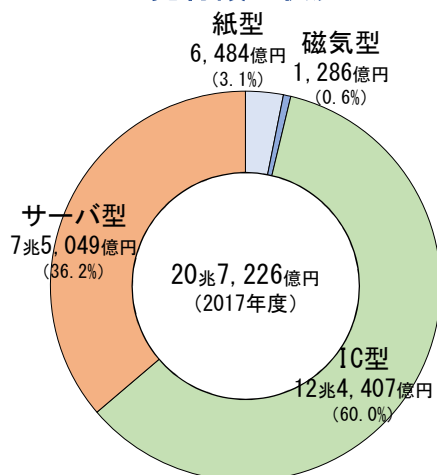
- 前払式支払手段の発行の状況は、①財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分で見ると、**発行者数では「紙型」が過半を占め、発行額では「IC型」が過半を占める**。また、②使用範囲に応じた区分で見ると、**発行者数では自家型と第三者型は同程度存在し、発行額では第三者型が過半を占める**。

財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分

発行者数の状況

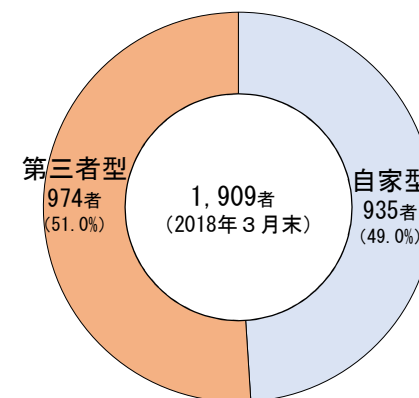


発行額の状況

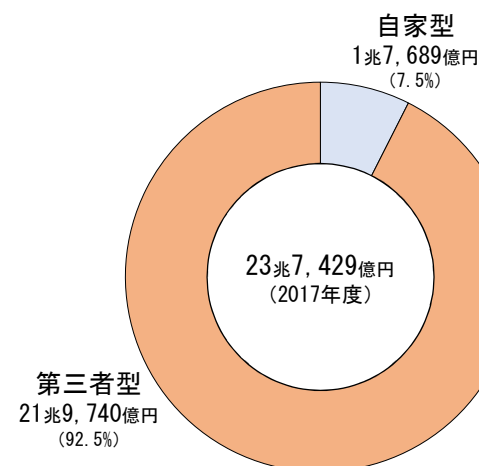


使用範囲に応じた区分

発行者数の状況



発行額の状況



※一般社団法人日本資金決済業協会「第20回発行事業実態調査統計(平成29年度版)」に基づき金融庁作成。調査対象の自家型前払式支払手段発行者及び第三者型前払式支払手段発行者1,899者のうち、回答があった者より提供を受けた計数を記載。※紙型、磁気型、IC型、サーバ型の区分は、調査対象者による申告を基に区分。

※財務局に提出された届出・登録状況調査表に基づき金融庁作成。

諸外国における「電子マネー」の位置付け

- 諸外国においては、電子的・磁氣的に保存された貨幣価値であって、発行者以外（第三者）に受け入れられるなどの要件を満たすものを“電子マネー”と定義している。その発行は「決済サービス」の一種とされ、利用者資金の保全等に関して送金サービスと同等の規制が課されている。

諸外国における「電子マネー」に係る規定

		EU 電子マネー指令 (E-money Directive) [2009年9月採択]	シンガポール 決済サービス法 (Payment Services Bill) [2019年1月採択]	【参考】日本 資金決済法
定義		<p>【電子マネー (electronic money)】</p> <p>電子的・磁氣的に保存された貨幣価値 (monetary value) であり、</p> <p>① 発行者に対する債権として表され、</p> <p>② 決済取引 (payment transaction) を行うための資金の受入れに際して発行され、</p> <p>③ 発行者以外に受け入れられるもの</p> <p>※ 決済サービス指令 (Payment Services Directive) 2において、電子マネー事業者は決済サービス提供者 (payment service provider) として位置付けられている。</p>	<p>【電子マネー (e-money)】</p> <p>電子的に保存された貨幣価値 (monetary value) であり、</p> <p>① 法定通貨で表記、又は発行者によりその価値が法定通貨に固定され、</p> <p>② 決済口座を利用して決済取引 (payment transaction) を行うことを可能とするために事前に支払われ、</p> <p>③ 発行者以外に受け入れられ、</p> <p>④ 発行者に対する債権を表すもの</p>	<p>【前払式支払手段】</p> <p>① 金額・数量が証票、電子機器等に記載・記録され、</p> <p>② 当該金額・数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は符号であり、</p> <p>③ 商品・サービスの代価の弁済等に使用されるもの</p> <p>※ 前払式支払手段は、①発行者（子会社等を含む）においてのみ使用可能である自家型と②発行者以外の者においても使用可能である第三者型に大別される。</p>
利用者資金の保全	保全範囲	発行額の全額	発行額の全額 (1日平均発行額が500万SGD超のとき)	未使用残高の半額 (未使用残高が1,000万円超のとき)
	保全時点	発行後5営業日以内	資金受入れ時点 (詳細は今後規定される見込み)	原則6か月に1回
	保全手段	①預金又は安全資産への投資 ②保険・保証	①保証 ②信託口座への入金 (詳細は今後規定される見込み)	①供託 ②保証 ③信託
現金化の可否	現金化可	現金化不可	現金化不可	
本人確認義務	あり (一定の場合には、各国の裁量で義務を免除することも可)	特になし (詳細は今後規定される見込み)	特になし	5

送金サービス（資金移動業）：

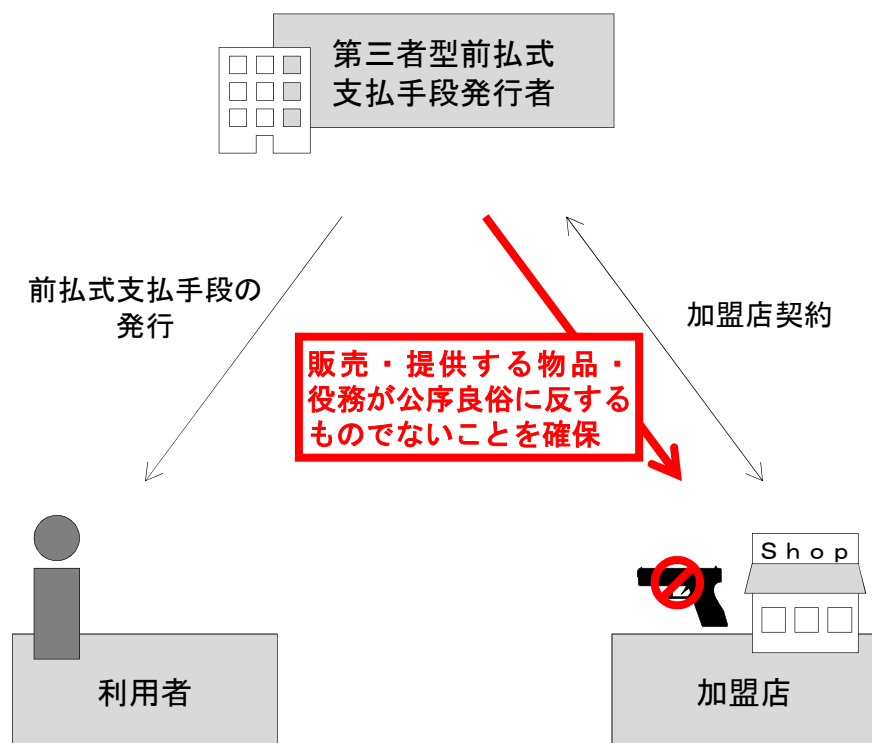
利用者トラブルへの対応

送金サービス（資金移動業）：利用者トラブルへの対応（1）

- 商品・サービスの購入にあたって用いられる支払手段について、プリペイド方式である前払式支払手段については①加盟店に関する規定が、ポストペイ方式である信用購入あっせん業については（①に加え）②抗弁権の接続に関する規定が、法令上存在する。

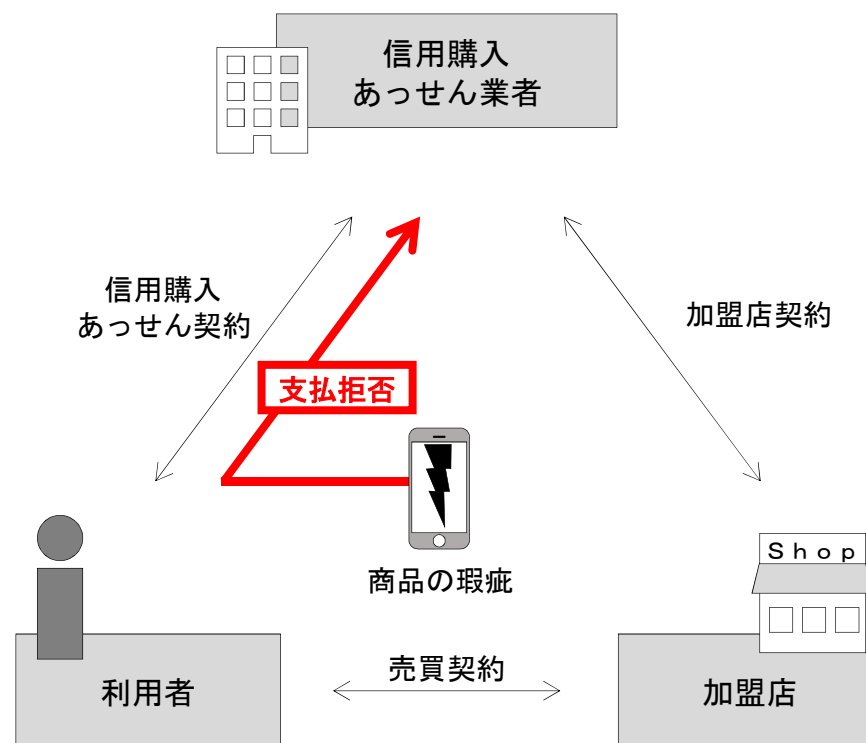
加盟店に関する規定（前払式支払手段の場合）

第三者型前払式支払手段発行者は、加盟店が販売・提供する物品・役務が、公序良俗に反するものでないことを確保するための措置を講ずることとされている。



抗弁権の接続に関する規定

利用者は、加盟店との間で生じている事由（加盟店からの商品の引渡しがない、商品の瑕疵がある等）をもって、信用購入あっせん業者からの支払請求を拒むことができる。



（参考）上記の加盟店に関する規定や抗弁権の接続に関する規定に相当する規定は、例えば、EUにおける決済サービス事業者（payment institution）を対象とする規制枠組みである「決済サービス指令（Payment Services Directive）2」には、存在しない。

送金サービス（資金移動業）：利用者トラブルへの対応（2）

- 銀行については、全国銀行協会の申合せ等において、いわゆる無権限取引が行われた場合の預金者に対する補償基準が定められている。諸外国においては、送金サービス提供者についても、無権限取引が行われた場合の利用者保護を定めている例が存在。

全国銀行協会申合せ「預金等の不正な払戻しへの対応について」（2008年）等：いわゆる無権限取引が行われた場合の補償基準

		インターネット・バンキングにおける不正な払戻しによる被害	ATMにおける不正な払戻しによる被害※	
			盗難カード・通帳によるもの	偽造カード・通帳によるもの
銀行による預金者に対する補償基準	預金者に過失なし	100%補償		
	預金者に過失あり	個別対応 「インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各行が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の種類や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難」（全国銀行協会申合せ）	75%補償	100%補償
	うち重過失の場合		補償せず	

※ ATMにおける不正な払戻しによる被害に係る補償の基準については、いわゆる預貯金者保護法に規定が存在。

（参考）いわゆる無権限取引が行われた場合の利用者保護に係る諸外国の規定

EU：決済サービス指令（Payment Services Directive）2 [2015年11月採択]

無権限の支払取引（unauthorised payment transactions）が行われた場合における、決済サービス提供者（payment service provider）と支払者（payer）の責任分担等について規定。例えば、支払者は、支払者が詐欺を行った場合、又は故意若しくは重過失により利用規約を遵守しなかった場合には、責任のすべてを負うこととされている。

シンガポール：電子決済利用者保護ガイドライン（E-payments User Protection Guidelines） [2018年9月公表、2019年6月施行予定]

無権限取引（unauthorised transactions）が行われた場合において、口座保有者（account holder）が損失を負担する場合等について規定。例えば、口座保有者は、①損失の主因が口座利用者（user）の重過失である場合には無権限取引から生じた実損につき責任を負い、②損失が金融機関の作為または不作為により生じた場合等には責任を負わない、こととされている。